

中小企業再建の新兵器

改正会社更生法

弁護士 大橋 君平

1. はじめに

かつてない不況の中、景気回復が先か不良債権処理が先か、議論が繰り返されてきました。そして現在、中小企業が直面している現実には、金融機関による「貸し渋り」「貸し剥がし」の加速です。中小企業の倒産・廃業の増加は、まだまだ続きそうです。

そんな大量倒産時代に登場した「民事再生法」が、平成12年4月1日の施行以来、中小企業生き残りの最終兵器として大活躍してきたことは、ご承知の通りです。

そして今回、「民事再生法」の活躍に触発されて、「会社更生法」の大改正が実現し、平成15年4月1日に施行されました。従来、大企業の再建のための重くて遅い手続きだった「会社更生法」は、「民事再生法」に負けない、柔軟で素早い手続きに生まれ変わったのです。

この「改正会社更生法」が、中小企業再建の新兵器として活躍するかどうかは、裁判所の運用にかかっており、まだ先の見えない状況ではあります。しかしながら、今後、取引先の中小企業が「会社更生法」の適用を申請したとの知らせが飛び込んできたり、自社が「民事再生法」での再建は困難だが「会社更生法」ならば再建の可能性はゼロではないといった場面に直面したりすることは、十分に考えられます。

そんなわけで、さっそく、新しい会社更生法の姿を眺めてみましょう。

2. 新会社更生法誕生の経緯

2.1 民事再生法の活躍

民事再生法は、きわめてスピーディーな手続進行と、経営陣の続投が可能であることの2点が、大きな特徴です。

このことは、迅速な再建を果たした「そごうグループ」や、経営陣の放逐を避けようとした「マイカル」(結果的には会社更生手続へ移行しましたが)の例を思い起こせば、ご納得いただけるでしょう。

ところで、「そごうグループ」や「マイカル」の民事再生法の利用は、実は非常に意外な出来事でした。というのは、民事再生法は、本来、中小企業再建のために立法されたものだったからです。「そごうグループ」や「マイカル」の印象が強烈なためか、「民事再生法は中小企業にも使えるのですか?」という質問を受けることもあります。中小企業の再建は民事再生法、大企業の再建は会社更生法、というのが、もともとの考え方だったのです。

そして、民事再生法の大活躍の背後には、大企業向けの会社更生法が重くて遅くて使い勝手が悪いという問題点があることが、認識されるようになってきました。

2.2 景気低迷による法的再建制度整備の必要性

景気回復のためには、財務的に厳しい状況に陥った企業が持つ経営資源を、事業価値が失われない早い時期に活用すること、財務的に厳しい状況に陥った企業に対する不良債権の最終処理方針を決める倒産法制の整備、が必要です。

そのため、倒産法制、なかでも企業再建のための倒産法制の整備が、きわめて重要な課題となっています。改正会社更生法は、こうした流れの中で誕生したもののなのです。

3. 民事再生と会社更生、どちらを選ぶか?

3.1 法的再建手続の流れ

まずは、民事再生法と会社更生法の両者に共通する手続きの流れを概観します。

(1) 手続開始の申立て・保全処分命令

法的再建手続適用の申請を裁判所に申し立てるのが、すべてのスタートです。裁判所は、申し立てを受けると、保全処分命令を発令し、債権者への支払いを禁止します。

(支払わなくてよい、のではなく、支払ってはならない、という命令が裁判所から発せられるので、支払ってしまうと法律違反ということになります)。

負債を凍結して、強制的に無借金状態を作り出すのです。

(2) 開始決定

法的手続を開始するための要件が揃っているかを裁判所が判断した上で、手続きの開始決定がなされます。

開始決定前からの負債についての支払いはストップしたままですが(再生債権・更生債権と呼ばれます)、開始決定後の取引によって生じた支払い(共益債権と呼ばれます)は自由に行うことができます。

無借金状態のまま事業を継続することで、事業を立て直していきます。

(3) 資産の評価、負債の確定

財産評定を行って資産を評価し、債権届出・債権調査を通じて負債を確定していきます。

再生計画案・更生計画案の立案に必要な基礎データを固めるのです。

(4) 再生計画案・更生計画案の作成、賛否の決議

どのようにして企業を再建するのか、企業の再建が実現すればどれだけ負債が返済できるのかを、再生計画案・更生計画案としてまとめ、裁判所に提出します。債権者集会・関係人集会の場で、債権者の多数から、再生計画案・更生計画案に賛成する旨の決議が得られれば、裁判所が再生計画・更生計画を認可します。

(5) 再生計画・更生計画の遂行

あとは、定めた計画のとおりにより再建をめざします。

3.2 民事再生による治療が難しい場合は？

民事再生法による治療にも限界があり、いくつかの弱点があります。

一つめは、税金・社会保険料の支払いをストップすることができないという点です。申立て直後の時期は資金繰り

が苦しくなりますが、どんなに苦しくてもまず最初にこれらを支払わねばならないのですから、それで資金繰りがつかないようだと民事再生による再建は難しくなってしまいます。

二つめは、抵当権等の担保権の行使をストップすることができないという点です。事業に必要な不動産について金融機関が抵当権を設定している場合には、その金融機関と個別に交渉して和解しないかぎり、いつ競売にかけられるかわからないという状況になるのです。

三つめは、減資以外の方法による株主の権利の変更が手続き内でできないということです。民事再生を申し立てた会社の株式は、経済的価値はゼロに近い状態になりますが、株主として有する権限には変わらないので、増資・新役員の選任・定款変更などを行うためには株主総会を開催して株主の意思を確認しなければならないのです。かつて持株会に所属していた社員が多数退職して音信不通となってしまっていたりすると、身動きがとれないことになりかねません。

3.3 会社更生の特色

以上で述べた民事再生法の弱点と対比していえば、会社更生法には以下のような特色があります。

一つめは、租税債権を手続きの中に取り込むことができることです。手続きの中に取り込むとはいっても、最終的に支払いを免れることまではできないのですが、それでも、とりあえず税金の支払いを考慮せずに資金繰りを計画できるのは大きなメリットです。ただ、税金の滞納が多い場合にはやはり再建が難しくなってしまいます。

二つめは、抵当権等の担保権の実行を禁止し、「更生担保権」として扱うことで弁済も禁止してしまうという点です。抵当権者の権利をすべて手続きの中に取り込んでしまうので、担保権者の姿勢が強行な場合にも、手続きの遂行が可能です。

三つめは、株主の権利の変更を手続きの中で行うことが

できるという点です。減資ばかりでなく増資、第三者割当も更生計画の中で行うことができるのです。

… … さて、実は、これら3つの特色は、改正前から会社更生法が持っていたもので、これらの特色（特に、二つめと三つめ）を活用しなければ再建を果たすことができないような事案において、民事再生法の申立てがなされた後、会社更生法の申立てに切り替えられることが、従来からしばしば見られました。つまり、会社更生法と民事再生法の棲み分けを、大企業か中小企業かで捉えることは、既にできなくなっていたのです。

そして今回、会社更生法は、以下で述べるような改良が加えられ、民事再生と並ぶ使いやすい手続きとなることが期待されています（株式会社のみに適用されるという点は変更されませんでした）。

今後、裁判所が、会社更生事件についても、民事再生事件と同様の大量迅速処理を行うことになれば、会社更生を選ぶか民事再生を選ぶかは、両者の特色を比較検討した上で判断することになるでしょう。つまり、中小企業再建のための新たな選択肢が加わるということになるのです。

しばらくは、裁判所の動きを見守る必要がありそうです。

4 新会社更生法の概要

4.1 迅速化

従来の会社更生手続は、申立てから開始決定までに平均3.9ヶ月（民事再生手続きの標準スケジュールでは2週間と1日）、開始決定から更生計画案提出までには1~2年（民事再生手続きの標準スケジュールでは2ヶ月半）と、きわめて時間のかかる手続きでしたが、次のように改良されました。

（1）手続開始要件の緩和（改正法41条）

旧法は、裁判所が開始決定をなすにあたって、「再建の見込み」があるかどうかの判断を求めていたため、裁判所としては、再建の見込みがあるかどうかという経営判断を行わなければ開始決定をなすことができませんでし

た。

改正法では、「再建の見込みがないことが明らか」な場合にのみ申立てを棄却することとして、少しでも再建の見込みが感じられる場合には開始決定をなすことができることとされました。

(2) 更生計画案提出期限1年の設定(改正法184条)

旧法は、更生計画案の提出期限を制限していませんでしたが、改正法は、開始決定後1年以内という期限を明確に決めました。

民事再生手続きの標準スケジュールでは、民事再生規則に定められた期限よりもかなり早くに再生計画案の提出期限が設定されていますので、更生計画案の提出期限も、裁判所の運用次第で1年よりも前倒しに設定されるのが通常となる可能性もあります。

(3) 更生計画案可決要件の緩和(改正法196条)

旧法での更生計画案の可決要件はかなり厳しいものでしたので、関係人集会で更生計画案への賛否を問う前に、債権者を回って賛成票を投票してくれるよう表を固めるのが大変でした。

改正法では、更生債権者・更生担保権者ともに、可決要件が緩和されました。

(4) 手続きの早期終結(改正法239条1項2号)

旧法では、弁済の9割が完了しないかぎり手続きを終結できなかったのに対し、改正法では、弁済計画の3分の2が終了すれば手続きを終結できることとなりました。

4.2 合理化

旧法の問題点が改善され、合理的な手続きになりました。

(1) 関係書類の閲覧・謄写が可能に(改正法14条)

旧法には、関係書類の閲覧・謄写に関する規定はありませんでしたが、改正法では、事件記録の閲覧・謄写に関する規定が設けられました。

スポンサーや取引先が必要な情報の開示を受ければ、短期間で更生会社との関わり方を決めることができるよ

うになるでしょう。

(2) 書面投票・書面決議制度の導入(改正法189条)

旧法では、関係人集会に出席しなければ、更生計画案への賛否の決議を行うことができませんでしたが、改正法では、書面投票・書面決議も可能となりました。

4.3 再建手法の強化

手続きのメリットが強化され、使いやすい手続きになりました。

(1) 経営陣の残留も可能に(改正法67条3項)

旧法では、開始決定がなされると、事業の経営権も財産の処分管理権もすべて更生管財人の手に渡ってしまい、旧経営陣が管財人の地位に就くことは一切認められていませんでした(条文上制限があるわけではないのですが、経営責任の観点から、このような運用が定着していました)。しかし、経営陣が地位を失うのを恐れるあまり申立てが遅れるケースの多いことが指摘されていました。

改正法では、「経営責任のある者は管財人に選任できない」という規定が設けられたため、逆に言えば、「経営責任のない有能な経営者は管財人に選任できる」ことが明確になりました。再建のために不可欠な特殊技術やノウハウを持つ経営者が続投できれば、再建の大きな力となるでしょう。

(2) 更生計画認可前の営業譲渡が可能に(改正法46条)

旧法では、更生計画の中で営業譲渡を行うことは可能であると解釈されていましたが、更生計画の外で営業譲渡を行うことが可能かどうかについては、認められないのではないかと解釈されていました(いずれも、条文でハッキリと定められていたわけではありませんでしたので、違った解釈も成り立つ余地はありました)。

しかし、スポンサーによる企業買収の方法で再建を目指す場合には、早期に営業譲渡を行うことが必要不可欠です。時間がたてばたつほど、顧客も従業員も離れていき、事業の価値が劣化してしまうからです。更生会社の

中には、「イレギュラーであってもイリーガルでなければよい」として、更生計画によらない営業譲渡を断行した会社もありました（日本リース）。

改正法では、更生計画認可前、つまり更生計画外での営業譲渡が明文で認められたため、この問題は解決しました。

5. おわりに

市場競争で負けたはずの企業が、取引先の債権を焦げ付かせ、場合によっては連鎖倒産に追い込みながらも、自身は法の力で財務体質を改善して競争力を高めて復活し、健全に経営してきた同業他社を圧迫するのはおかしなことだ、という批判を耳にすることがあります。あるいは、民事再生法は「平成の徳政令」であるという“民事再生法モラルハザード論”に接することも少なくありません。

しかしながら、いったん法的手続きを選択したならば、経営が破綻したことを公にしながらも、裁判所によって定められた極めて短い納期のうちに、債権者を納得させるに足る高品質の再建計画を立案し、現実に本業で利益をあげていかなければなりません。そうそう簡単に実行できることではありません。法の力を借りるといっても、生半可なしぶとさでは生き残ることはできないのです。

企業の倒産が珍しいことでもなんでもない時代ですから、「倒産＝悪」という発想は通用しなくなっています。高いハードルを乗り越えてでもしぶとく生き残ろうという必死の努力の末、いばらの道を踏み越えて、ようやく果たすことのできる敗者復活まで否定してしまえば、事業のスクラップ化は止まらないでしょう。

改正会社更生法を用いて金融機関に対抗し、しぶとく生き残る企業が現れるのも、時代の流れと捉えるべきではないでしょうか。

< 参考文献 >

解説改正会社更生法（永石一郎他編・青林書院）

よくわかる会社更生法改正（松田純一著・日本実業出版社）
実戦倒産回収法（河野玄逸著・商事法務研究会）